



平成 26 年 11 月 21 日

各 位

会社名 株式会社ピクセラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 浩
(コード番号 6731 東証第一部)
問合せ先 取締役 池本 敬太
(TEL 06-6633-3500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年12月19日開催予定の第33期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第22条を新設するものです。

2. 変更の内容

(変更箇所は__を付しております。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会 (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会 (社外取締役の責任限定) <u>第 22 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>
第 22 条～第 31 条 (条文省略)	第 23 条～第 32 条 (現行どおり)

3. 日程

株主総会開催日 平成 26 年 12 月 19 日 (金曜日) 予定
定款変更の効力発生日 平成 26 年 12 月 19 日 (金曜日) 予定

以上